

衆議院 環境委員会 議 録 第 三 号

平成十一年三月二十三日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 北橋 健治君

理事 石原 伸晃君

理事 萩山 教嚴君

理事 小林 守君

理事 田端 正広君

理事 岩下 栄一君

理事 戸井田 徹君

理事 近藤 昭一君

理事 丸谷 佳織君

理事 藤木 洋子君

理事 武村 正義君

理事 鈴木 恒夫君

理事 福永 信彦君

理事 佐藤謙 一郎君

理事 武山百合子君

理事 桜井 郁三君

理事 山本 公一君

理事 西 博義君

理事 中村 鋭一君

理事 土井たか子君

出席國務大臣

國務大臣 真鍋 賢二君

(環境庁長官)

出席政府委員

環境庁長官官房 長 太田 義武君

環境庁企画調整 局長 岡田 康彦君

委員外の出席者

環境委員会専門 員 鳥越 善弘君

三月十七日

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

同日十八日

ダイオキシン類対策特別措置法の早期制定、実効性ある対策の実現に関する請願(北側一雄君紹介)(第一四三三号)

同(佐藤茂樹君紹介)(第一四三四号)

同(谷口隆義君紹介)(第一四三五号)

同(並木正芳君紹介)(第一四三六号)

同(福島豊君紹介)(第一四三七号)

同(福留泰蔵君紹介)(第一四三八号)

同(近江巳記夫君紹介)(第一四八九号)

ダイオキシン類対策特別措置法の早期制定と実効性ある対策の実現に関する請願(並木正芳君紹介)(第一四八七号)

同(福留泰蔵君紹介)(第一四八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○北橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。真鍋環境庁長官。

環境事業団法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○真鍋國務大臣 ただいま議題となりました環境事業団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

環境事業団は、産業公害の防止、改善を目的として、昭和四十年に公害防止事業団として発足しました。以来、公害防止施設の設定等を促進するための建設費業務と融資業務等を実施し、公害防止対策の推進に寄与してまいりました。また、産業公害のみならず、都市・生活型公害の防止、自然環境の保護及び適切な利用、さらには地球環境保全という時代の要請にこたえ、過去数回にわたる法律改正を行い、その業務の見直しを行うとともに、平成四年には名称も公害防止事業団から環境事業団へと変更されたところであります。

このような中で、特殊法人等の整理合理化の一環として、環境事業団の融資業務についての見直しが論議され、日本開発銀行を廃止して設立される新銀行へと融資業務が移管されることが平成九年九月の閣議において決定されました。他方、環境事業団は地球環境問題や廃棄物問題等の今日的な課題に適切に対処していくことが強く求められております。

このような状況を踏まえ、環境事業団の業務の見直しを図るため、今般、この法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、環境事業団の業務の追加であります。最近における地球環境問題、廃棄物問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、新たに環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する施設等を設置し、及び譲渡する業務、廃棄物の処理に関する技術の開発とその成果の普及や、廃棄物の処理の促進を図るため必要な情報の提供等を行う業務、公害の原因となる物質の除去に必要な機材の貸し付けを行う業務、並びに開発途上地域からの技術研修員に対する研修を行う業務を加えることとしております。

第二は、環境事業団の業務のうち従前行っていた公害防止施設、産業廃棄物処理施設等への融資業務をすべて廃止することであり、

以上のほか、環境事業団に毎年度長期借入金等の償還計画を立てることを義務づけるなどの所要

の規定の整備を行うこととしております。

この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、融資業務の廃止に関する規定の施行期日は、平成十一年十月一日としております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○北橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

環境事業団法の一部を改正する法律案

環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「提供する業務を」提供する業務等に改め、「もつて」の下に「地球環境保全に寄与し、」を加える。

第十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(次号において「一般廃棄物処理施設」という。)である同法第二号第二項に規定する一般廃棄物(同号において「一般廃棄物」という。)の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(同号において「産業廃棄物処理施設」という。)である同法第二号第四項に規定する産業廃棄物(同号において「産業廃棄物」という。)の最終処

分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する」（以下この号において「産業廃棄物」という。）、同法第十五条第一項に規定する「及び（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）を削り、「最終処分場（の下に）当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、を」の施設の下に（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）を、「緑地」の下に（前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。）の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第十八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

平成十一年三月二十六日印刷

「とともに、国際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行う」を加える。

第十八条第二項中「第五号まで」を「第四号まで又は第五号」に改める。

第二十一条第一項中「第五号まで」を「第四号まで及び第五号」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（償還計画）
第二十七条の二 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環境庁長官の認可を受けなければならない。

第三十四条第二項第一号中「又は第二十六条第一項を」、第二十六条第一項に、「第六項」を「第六項又は第二十七条の二」に改める。

第三十五条第一項第三号中、「第五号及び第六号を」、及び第五号から第六号の二まで」に改め、同項第四号中「第十八条第一項第三号の下に」及び第三号の二を、「同条第一項第三号の下に」若しくは第三号の二を加え、同項第五号中「これを」同項第四号の二の業務のうち廃棄物の処理に関する技術を開発し、その成果を普及するもの並びにこれらに、「同号を」同条第一項第四号に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十八条第一項第四号の二の業務（廃棄物の処理に関する技術を開発し、その成果を普及する業務を除く）及びこれに附帯する業務に関する事項については、環境庁長官及び厚生大臣

第二条 環境事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の二を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同条

平成十一年三月二十九日発行

第二項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第十九条を削り、第十八条の二中「前条第一項第七号から第九号まで」を「前条第一項第九号から第十一号まで」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第二十四条の二及び第二十八条の二中「第十八条第一項第八号及び第九号」を「第十八条第一項第十号及び第十一号」に改める。

第三十二条第一項中「若しくは受託金融機関」を削り、同項ただし書を削る。

第三十四条第二項第一号中「第十九条第一項」を削る。

第三十五条第一項第三号中「及び第五号から第六号の二まで」を、「第七号及び第八号」に、「第五号の二」を「第七号の二」に改め、同項第四号中「第三号の二」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第五号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第五号」に、「同項第四号の二」を「同項第六号」に、「同条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第六号中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第七号」に改め、同項第七号中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項第八号」に改め、同項第八号中「第十八条第一項第八号及び第九号」を「第十八条第一項第十号及び第十一号」に改める。

第三十七条中「又は受託金融機関」を削る。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第五条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（業務に関する経過措置）
第二条 第二条の規定による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。）であつて、前条ただし書に規定する規定の施行前に環境事業団に対しされた資金の貸付けの申請に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第二項中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第三号の二」に改め、「あるのは「廃棄物処理法」との下に」、同項第四号の二中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」とあるのは「廃棄物処理法」とを加える。

第五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条の六第二項中「第十八条第一項第三号の二」を「第十八条第一項第四号」に、「同項第四号の二」を「同項第六号」に改める。

理由
特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務等を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局